

前橋市富田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について（議案第43号）

建築指導課

1 改正の理由

富田地区地区計画の区域の一部（B地区）において用途地域が変更され、併せて同計画が見直されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 内容

建築物の用途の制限（建築してはならないもの）を、次のとおり改める。

現 行	改 正 案
次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 （1階部分に建築基準法施行令 （以下「政令」という。）第1 30条の5の3に規定するもの を併設し、かつ、その用に供す る部分の床面積の合計が延べ面 積の2分の1未満のものを含 む。） (3) 政令第130条の3に規定す る兼用住宅 (4) 公園に設けられる公衆便所又 は休憩所 (5) (1)から(4)までの建築物に附 属するもの（政令第130条の 5の5に規定するものを除 く。）	次に掲げる建築物 (1) 自動車修理工場 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎 (4) ホテル又は旅館 (5) ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類するも の (6) カラオケボックスその他これ に類するもの (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場その他これらに類す るもの (8) 劇場、映画館、演芸場若しく は観覧場又はナイトクラブその 他これに類するもの (9) キャバレー、料理店その他こ れらに類するもの (10) 神社、寺院、教会その他こ れらに類するもの

### 3 施行期日

令和5年4月1日